教－4

議　　第　　９０　　号

令和 ５ 年 ２ 月２０日提出

財産の譲与について

財産を次のように譲与する。

熊本市長　　大　西　一　史

１　譲与する財産の表示

(1)　建物

名称	所在地	構造	床面積（㎡）
熊本市立向山幼稚園五福ことばの教室園舎	熊本市中央区万町１丁目４番２	鉄筋コンクリート造２階建て	２５７．９０

(2)　その他

前号に掲げる建物に付随する工作物一式

２　譲 与 の 相 手 方　　熊本市中央区段山本町４番１号

学校法人　熊本ＹＭＣＡ学園

理事長　光永　尚生

（提出理由）

熊本市立向山幼稚園五福ことばの教室園舎の譲与について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第６号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

参考資料

五福ことばの教室の民間移譲について

1　概要

平成30年(2018 年)4月に民間移譲した熊本市立熊本五福幼稚園の敷地内において、当面の間、本市が運営することとしていた「五福ことばの教室」について、令和4年6月に「熊本市立幼稚園まなび創造プログラム」を策定し、ことばの教室を市立幼稚園各園に移転・拡充することとしたため、当該物件の土地については有償貸付け、建物等については無償譲渡するもの。

2　用途

平成30年(2018 年)4月の民間移譲の際、将来においても幼稚園事業の継続を担保し、市の関与を残すため、また、円滑な民間移譲を実施する必要があることから、土地を有償貸付け、建物等は無償譲渡を行った。

今回、当該土地及び建物の用途として、幼稚園事業の用に供することに加え、児童発達支援事業を行う場合については、同事業の用に供する施設として使用することができることとしたい。

※児童発達支援事業:未就学の障害児を対象とした集団療育及び個別療育や、その保護者に対する支援を行う。(通所)

令和4年(2022 年)6月に策定した「熊本市立幼稚園まなび創造プログラム」では、本市の特別支援教育の充実として、ことばの教室の拡充や児童発達支援事業所等との連携を盛り込んでいる。引受法人が障がいのある幼児への対応を行うことは本プログラムの方針に合致するものであり、積極的に連携を行いたいと考えている。

3　対象

市立向山幼稚園五福ことばの教室(熊本市中央区魚屋町1丁目9番地)

(1) 土地

■面積　総面積2491.57㎡(五福ことばの教室分339.71㎡)

■貸付料(総面積)　年額10,066,540円

■減免の程度　50%免除:免除額5,033,270円

■減免の理由　上記用途から、公益性が高く、事業の安定性を確保する必要があることから、貸付料の免除(50%免除)を行うもの。

	平成30年4月～令和5年3月末	令和5年4月～令和20年3月末	増減
対象	2151.86㎡	2491.57㎡	+339.71 ㎡
用途	幼稚園又は認定こども園	幼稚園又は認定こども園 (追加部分は児童発達支援事業も可)	
貸付料 (50%減免後)	4,347,298 円	5,033,270円	+685,972 円

(2) 建物

■建物　園舎　鉄筋コンクリート造　2階建　面積　257.90㎡

4　期間

今回、追加で貸与する土地については令和5年(2023年)4月1日から15年間貸与する。

※すでに締結している事業用定期借地権設定契約公正証書の期間に合わせる。

平成30年(2018年)4月1日から令和20年(2038年)3月31日の20年間